

大田原市業務継続計画

～大規模災害編～



東日本大震災（2011年）で被害を受けた本庁舎内



東日本大震災により崩れた法面



東日本大震災により発生した災害廃棄物の集積所



那須水害時（1998年）に那珂橋に迫る濁流

大田原市

- 令和2年1月 -

（令和3年4月改訂）

目 次

1	業務継続計画とは	1
2	業務継続計画の効果	2
3	業務継続計画の発動・解除	3
4	想定される大規模災害【震災】	4
5	業務継続計画に重要な7要素	5
5-1	市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	5
5-2	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	6
5-3	電気・飲料水・食料等の確保	6
5-4	災害時にもつながりやすい通信手段の確保	11
5-5	重要な行政データのバックアップ	12
5-6	非常時優先業務の整理	14
5-7	受援体制の確保	16
6	業務継続計画の継続的見直し・更新	18

【別資料】

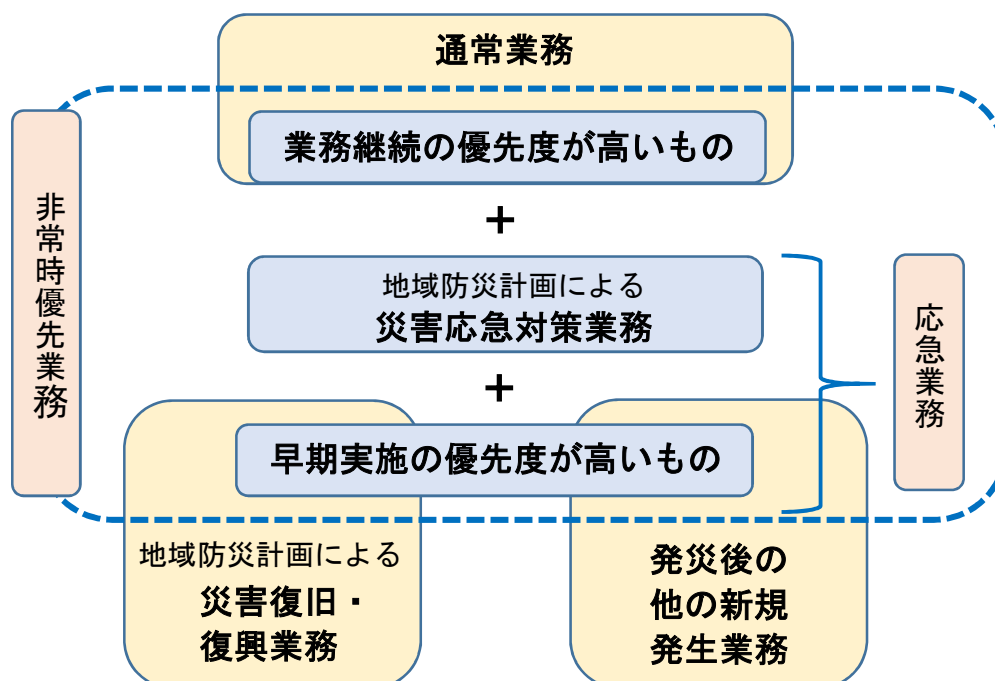
- ・別紙1 災害対策本部の組織及び分担業務
- ・別紙2 非常時優先業務の区分

1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務※）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

本市では、災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策を定めた大田原市地域防災計画（※）がありますが、業務継続計画は、地域防災計画を補完し、又は相まって、行政自らが被災し、資源制約が伴う条件下においても、非常時優先業務の実施を確保するものです。

《非常時優先業務のイメージ》



（内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」から引用）

非常時優先業務

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画とは、災害予防、災害応急対応、復旧・復興対策について、実施すべき事項が定められていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完するもの。

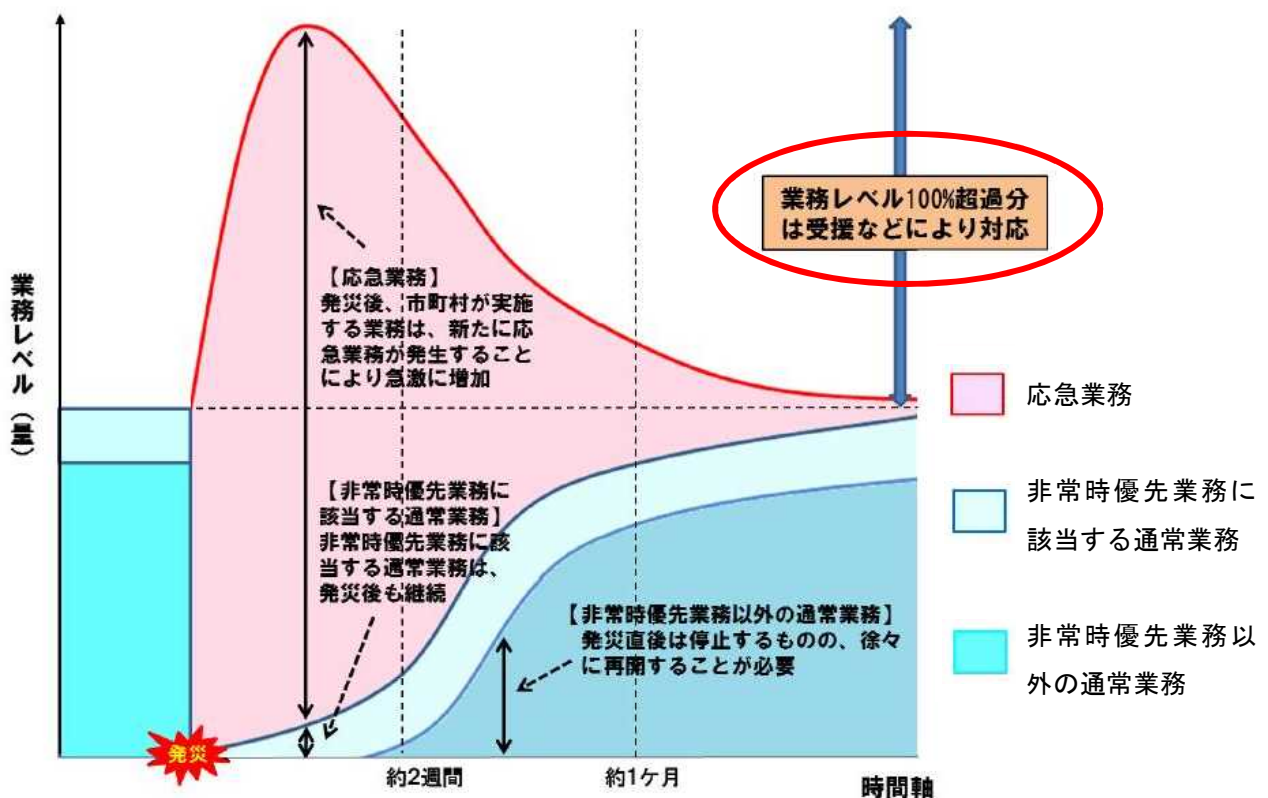
2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大となることが想定されますが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。

具体的には、地域防災計画や各種災害対応マニュアルでは必ずしも明らかではなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになります。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できます。

《発災後に市が実施する業務の推移》



(内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」から引用)

3 業務継続計画の発動・解除

大規模災害発生時に業務継続計画に基づき、非常時優先業務を実施する発動基準は次のとおりとします。

(1) 発動基準

大規模災害により、市災害対策本部が設置され、市全域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合。

○災害対策本部の設置

(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき
(2) 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき
(3) 市内に災害救助法が適用されたとき
(4) 大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
(5) その他市長が必要と認めたとき

(大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱)

(2) 発災初動期

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに全庁を挙げて非常時優先業務に取り組むこととなります。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとします。

(3) 発動解除

災害応急対策業務が概ね完了したと本部長が認め、災害対策本部を解散したときに非常時優先業務の実施を解除します。

ただし、解除前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとします。

(4) 周知方法等

市が本計画を発動又は解除した場合、自治会、関係機関等へ周知するとともに市ホームページ、よいちメール、市公式SNS、防災行政無線システム等を活用して情報発信することとします。

4 想定される大規模災害【震災】

冬季の深夜に大田原市役所周辺を震源とするマグニチュード6.9の直下型地震により、次の被害が発生するものとします。

被害種別		件数
人的被害	死者	105人
	重傷者	189人
	軽傷者	1,502人
建物被害	全壊	1,713棟
	半壊	6,918棟
	焼失	5棟
ライフライン被害	上水道（断水人口）	31,199人
	下水道（支障人口）	12,010人
	電力（停電軒数）	2,275軒
	通信（不通回線）	1,338回線
	LPガス（供給停止戸数）	4,266戸
交通施設被害	道路被害（直轄国道）	1箇所
	〃（一般道）	82箇所
	鉄道被害（新幹線）	1箇所
	〃（在来線）	4箇所

生活への支障		件数
避難者数	避難所（当日・1日後）	3,815人

（出典：大田原市地域防災計画震災対策編）

【参考1】東日本大震災による大田原市の被害状況

平成23（2011）年3月11日（金）午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本市でも震度6強を観測し、多くの家屋が損壊したほか、本庁舎をはじめ公共施設や道路、水道施設、農業用施設なども被害を受け、水道、電気といったライフラインも一部寸断されました。

被害種別		件数
人的被害	死者	0人
	重傷者	4人
	軽傷者	5人
建物被害	全壊	7棟
	半壊	119棟
	一部損壊	2,705棟

ライフライン被害	配水地運転停止 2 箇所、水道管漏水 3 8 件
農業被害	農地被害 4 5 件、農業用施設被害 6 6 件

【参考 2】 那須水害による大田原市の被害状況

平成 1 0 (1 9 9 8) 年 8 月 2 7 日未明、那珂川の上流域で時間雨量 9 0 mm という猛烈な雨が降り、余笹川や黒川などが氾濫。その後、雨は 3 1 日まで断続的に降り続き、1 週間の降雨量は 1, 2 0 0 mm に達しました。

那珂川は警戒水位を越え、那珂川橋下流、北滝、湯殿大橋下流の堤防が決壊し、沿川の住宅、水田を襲い、熊川の堤防も数か所にわたり決壊しました。

被害種別		件 数
旧大田原市	床上浸水	7 7 棟
	床下浸水	5 6 2 棟
旧湯津上村	床上浸水	1 1 棟
	床下浸水	3 棟
旧黒羽町	床上浸水	2 2 棟
	床下浸水	2 3 棟

5 業務継続計画に重要な 7 要素

業務継続計画の中核となる特に重要な 7 要素は次のとおりです。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・飲料水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理
- (7) 受援体制の確保

5-1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○市長不在時の明確な代行順位

非常時において、重要な意思決定に支障を生じさせないため、市長不在時に職務を代行 (※) する者をあらかじめ定めておくことが必要とされています。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
永山副市長	藤原副市長	総合政策部長

市長の職務代行の根拠

災害対策本部条例第 2 条第 2 項、副市長事務分担規則第 4 条、市長の職務を代理する上席の職員を定める規則第 1 項による。

○職員の参集体制

災害対策本部の組織及び運営に関する要綱第10条及び第11条の規定に基づき参集します。

- ・ 災害対策本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は当該部に所属する職員を動員する。
- ・ 動員の伝達系統
対策本部—総務班—各部—各班—班員
- ・ 伝達は、勤務時間内にあつては庁内放送及び電話等により行い、休日等勤務時間外にあつては電話等により行う。
- ・ 休日等勤務時間外における伝達の体制については、あらかじめ部ごとに具体的な連絡系統を定めておくものとする。
- ・ 職員は、休日等勤務時間外において市内に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったとき、または上司等から動員の伝達を受けたときは、速やかに所属する本部に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。
- ・ 災害の状況により、所属する本部に参集できないときは、最寄りの支所又は出張所に参集することができる。

☞ 別紙1 災害対策本部の組織及び分担業務（大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱より）

5-2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

5-3 電気・飲料水・食料等の確保

平成31年1月に供用を開始した本庁舎は耐震構造及び柱頭免震構造により、想定した地震に耐えることができるとされていますが、地震に起因する火災、天井崩落等で本庁舎が使用できなくなることを想定しておく必要があります。

本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎は以下のとおりとします。

- 本庁舎南別館
- 湯津上庁舎
- 黒羽庁舎

本庁舎及び代替庁舎の電気（非常用発電）、上下水道等の設備、非常時の対応等については、次のとおりです。

○各庁舎における設備及び非常時の対応

本 庁 舎	
電 気	<p>非常用発電機 1台 発電容量：300kVA 燃料、備蓄量：A重油、小出槽（960ℓ+地下タンク5,000ℓ×2基） 運転可能時間：72時間</p>
	<p>電源車接続盤 1基 大規模停電時において、非常用発電機も使用不可となった場合、電源車にて保安負荷電源のバックアップが行えます。</p>
	<p>◆大規模な停電が発生し、非常用発電機を稼働する事態となった場合は、消防ポンプ、排煙機等の法定負荷、照明、コンセント、サーバ、空調、給排水ポンプ、エレベーター等の保安負荷の電源へ100%の出力で電力を供給します。災害対応の拠点となる災害対策本部室、市民協働ホール等は通常時と同様に100%電気を使用することができますが、それ以外の執務室は通常時の30%の使用とします。</p>
水 道	<p>【飲料用水】 1階～3階：直結給水方式 4階～8階：受水槽（5m³）+加圧給水方式</p>
	<p>【非飲料用水】 全階 雑用水槽（30m³）+加圧給水方式・・・井水利用</p>
	<p>◆停電時は、揚水ポンプへの供給が止まり、受水槽に給水できなくなる恐れがあります。 上水の受水槽の保留水を50%と仮定した場合（保留水2.5m³=2,500ℓ）1日当たり約1,000ℓ（職員500人×4ℓ×1/2）使用する計算となりますので、節水に努めることとします。 ※1人当たり1日4ℓ使用。受水槽による給水方式は4階から8階までのため職員数を1/2します。</p>
排 水	<p>屋内排水 汚水雑排水合流方式</p>
	<p>屋外排水 雨水・汚水分離方式</p>
	<p>◆災害時はトイレの使用箇所を限定し、下水道断絶時には緊急排水貯留槽（25m³×2基）へ接続します。</p>
ガ ス	<p>無</p>
情 報 ・ 通 信	<p>◆大規模停電が発生した場合、非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システム（※）は通常時と同様に使用することができます。 また、デジタル多機能電話機、PHS電話機も非常用発電機を稼働することにより通常時と同様に使用することができます。</p>

基幹系システム…住民基本台帳システム、税システム、農業行政システム、生活保護システム等
 情報系システム…ホームページシステム、複合機システム、ファイル共有システム等

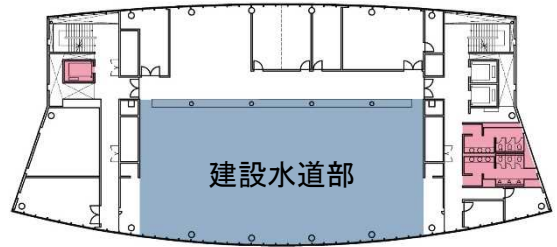
○本庁舎における非常電源対応エリア

- : 電気は、通常時と同様に100%使用することが可能なエリア
- : 電気は、通常時の30%に使用を制限するエリア

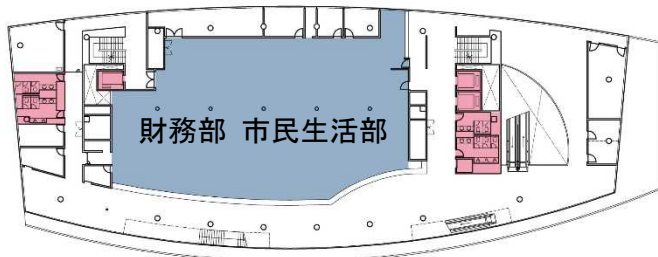


一時避難場所や物資置場、外部団体の活動スペース等として柔軟に使用可能

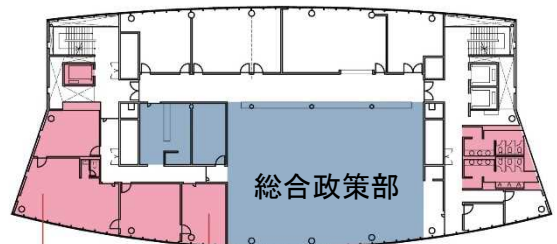
1階



5階



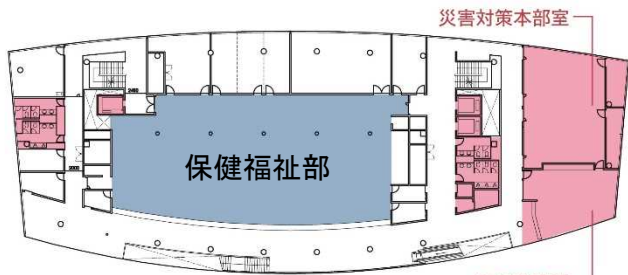
2階



市長室

副市長室

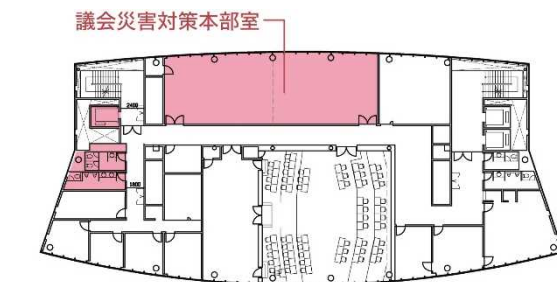
6階



災害対策本部室

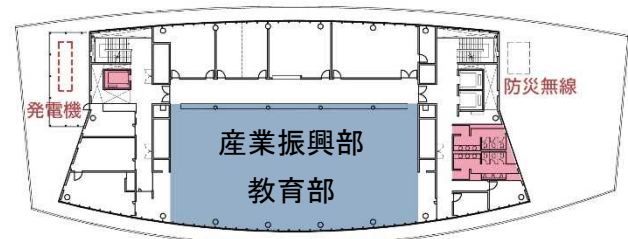
危機管理課

3階



議会災害対策本部室

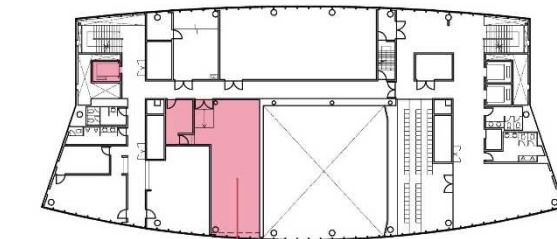
7階



発電機

防災無線

4階



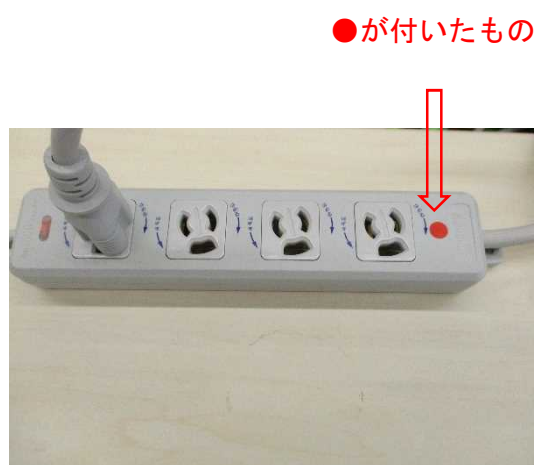
機械室

8階

【非常用発電機稼働時の電気の使用】

- 災害活動拠点として、市民協働ホール（1階）、災害対策本部・危機管理課、（3階）、市議会災害対策本部（7階）、機械室（8階）を災害対策拠点エリアとし、電気は、通常時と同様に100%使用可能です。
- エスカレーターは停止させ、エレベーターは、東側の2基とも1階から3階までの運行とし、西側は物品の搬出入のみ使用できるものとします。
- 照明は最小限の使用にとどめ、空調の使用は庁舎管理者（財政課長）が各フロア管理者に指示することとします。

（非常時用電源コンセント）



本庁舎 南別館	
電気	本庁舎の非常用発電機による電気の供給
情報・通信	<p>◆停電時は、本庁舎の非常用発電機を稼働し、電気供給がされた場合に情報系システムを使用することができます。また、LAN配線を敷設することにより基幹系システムも使用することができます。</p> <p>電話については、PHS電話機3台分のみ使用することができます。</p>

湯津上庁舎	
電気	非常用発電機 1台 発電容量：90kVA 燃料及び備蓄量：軽油 950ℓ 運転可能時間 約40時間
情報・通信	◆大規模停電が発生した場合、湯津上庁舎の非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システムを通常時と同様に使用することができます。電話機も通常通り使用することができます。

黒羽庁舎	
電気	非常用発電機 1台 発電容量：43kVA 燃料及び備蓄量：軽油 198ℓ 運転可能時間 約18時間
情報・通信	◆大規模停電が発生した場合、黒羽庁舎の非常用発電機を稼働することにより、基幹系システム、情報系システムを通常時と同様に使用することができます。電話機も通常通り使用することができます。

○飲料水・食料等の確保

職員用の飲料水、食料等の備蓄量としては、最低でも3日間分必要とされていますが、現状において職員用の備蓄はしていません。

職員は、市民と同様に自助の観点から各自で最低3日間分の飲料水（9ℓ）、食料を備えて置き、休日等勤務時間外に発災し登庁する際に自宅から持参することとします。

5-4 災害時にもつながりやすい通信手段の確保

<p>1 栃木県防災行政無線（衛星系）</p> <p>県と各市町で組織する栃木県防災行政ネットワーク運営協議会が管理運営し、固定系と衛星系の回線の併用により、災害時でも繋がりやすく、県から県内の市町に一斉に緊急通報を伝達することができます。</p> <p>●危機管理課 1 台</p>
<p>2 災害時優先電話（一般電話）</p> <p>災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関に向け電気通信事業者が提供するサービスです。</p> <p>災害等で電話が混みあった場合に通信制限がかかることがありますが、優先電話は制限を受けずに発信を行うことができます。</p> <p>ただし、着信については通常電話と同じ扱いとなります。</p> <p>●市役所市民協働ホール（本庁舎 1 階）、市災害対策本部室（本庁舎 3 階）、湯津上庁舎、各小中学校（27 校）、大田原消防署</p>
<p>3 災害時特設公衆電話</p> <p>大規模災害時に被災者や帰宅困難者が無料で使用することができる特設の公衆電話です。市内の各避難所に配置し、設置（使用）に関しては、災害時に施設管理者が判断します。</p> <p>●地区公民館（9 館）、各小中学校（廃校を含む 17 校）、大田原体育館、県北体育館、川上健康増進センター</p>

（大田原市地域防災計画）



大田原市業務継続計画

～ 大規模災害編 ～

平成 27 年 4 月 策定

令和 2 年 1 月 改訂

令和 3 年 4 月 改訂

編集 総合政策部総務課